

栃木県栄養士会との災害時における医療救護活動に関する協定について

R2(2020).8.31

健康増進課健康長寿推進班

1 目的

公益社団法人栃木県栄養士会（以下「県栄養士会」という。）と災害時における医療救護活動に関する協定を締結することにより、災害発生時の迅速な栄養士チームの派遣など、医師、薬剤師、看護師等と連携した医療救護活動体制の充実を図る。

2 栄養士会概要

所在地 宇都宮市築瀬町 1897 番地 9

会 長 佐藤 敏子

会員数 667 名（R2.3.31 現在）

3 協定概要

県内市町避難所や栃木県との災害時応援協定締結都道府県等において医療救護活動を行う。

主な活動は次のとおり。

- ・ 特殊栄養食品（アレルギー児用粉ミルク等のアレルギー対応食品、高齢者用食品、病者用食品等）の提供にかかる支援（特殊栄養食品ステーションの設置）
- ・ 治療食や食物アレルギー除去食等の要配慮者に対する巡回個別栄養相談
- ・ 避難所での食事状況調査及び栄養健康相談
- ・ 被災者への栄養補給などの支援

4 災害救助法の適応

食物アレルギーや病者用食品等の特殊食品に係る支援活動は、災害救助法の救助の種類等において医療に該当し、救護活動の一部として人件費などの対応が可能である。また、「DMATの一員として」栄養士を派遣し、そこで特殊栄養食品の提供に係る支援などを行った場合も救助項目の「医療」に該当すると考えられる。（危機管理課による内閣府照会結果）

5 その他

県と県栄養士会の協定締結にあたり、県栄養士会は日本栄養士会と指定栄養士会の締結を行う。

※県が応援協定等を締結している都道府県※¹⁾ から派遣要請を受けた際には、県栄養士会も派遣協力を行う。

※¹⁾ 1 都 10 県：福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

(参考)

○栄養士会と協定を締結している自治体 15 都道府県、3 政令指定都市

○日本栄養士会と県外派遣に関する協定を締結している都道府県栄養士会（指定栄養士会）
19 都道府県

○日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）養成人数 栃木県リーダー 6 名 スタッフ 6 名
⇒ 令和 2（2020）年度中にスタッフ 30～50 名程度養成予定

○本県における防災協定の締結状況

・県地域防災計画に基づき、災害時における行政と民間との連携・協力体制を確立するため、平成 9 年 1 月に関係機関と協定書の締結を行い、それ以降必要に応じて協定を締結。

・令和 2（2020）年 7 月 21 日現在 252 の機関・団体と協定締結

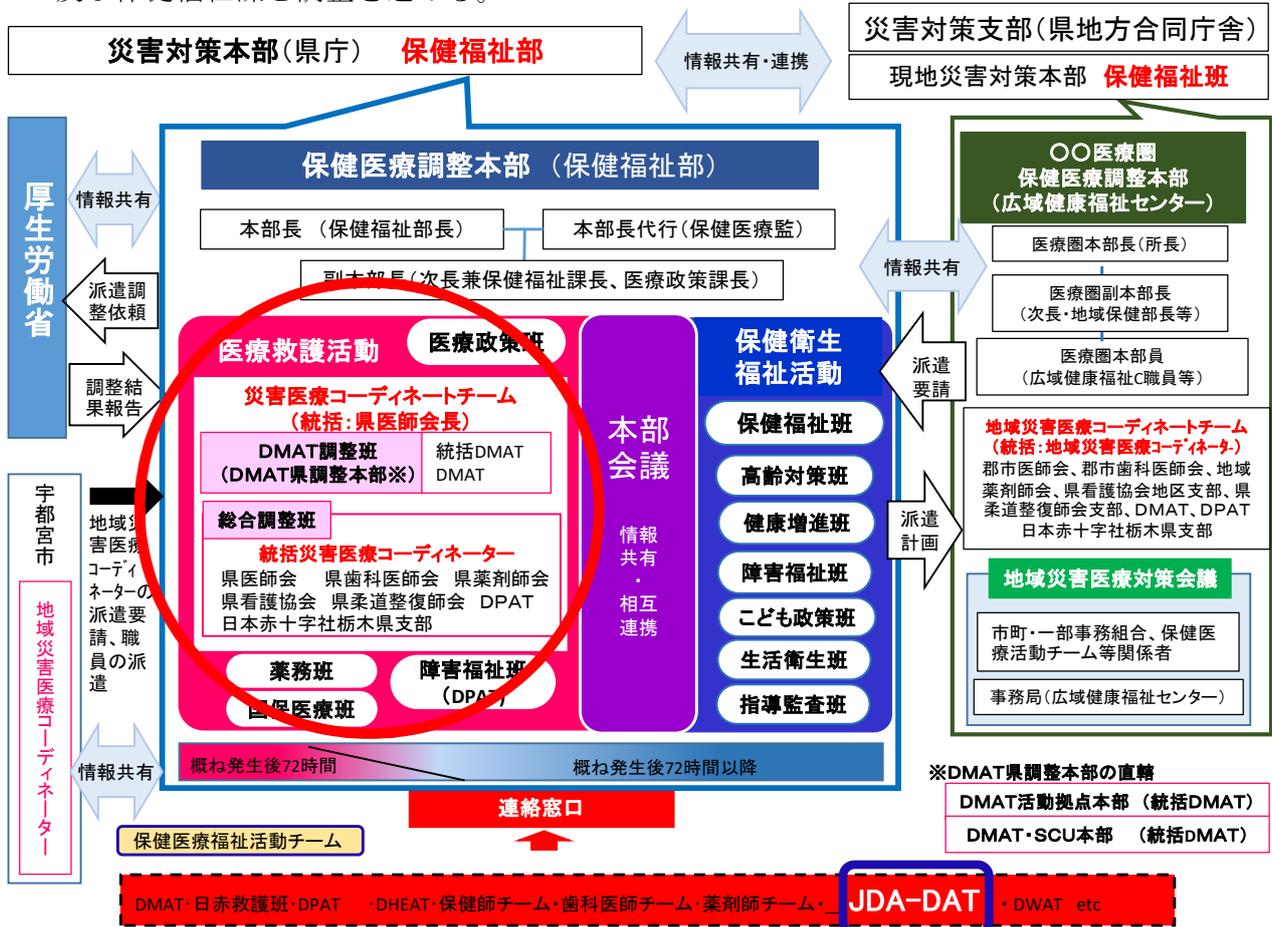
・医療救護関係締結状況：県医師会（H9.1.20）、県薬剤師会（H9.1.20）、

県看護協会（H24.10.9）、県柔道整復師会（H22.12.21）、県歯科医師会（H24.2.2）

大規模災害発生時の栃木県保健福祉部と栃木県栄養士会の体制と派遣要請

栄養士チーム及び JDA-DAT とちぎは、栃木県保健福祉部大規模災害発生時の支援体制(栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルP3)の医療救護活動に基づき活動する。

※災害状況に応じて、県栄養士会が総合調整班員として活動できるように、今後、医療政策課及び保健福祉課と調整を進める。



【災害支援時の災害派遣イメージ】

